

○公共工事の適正な施工体制等の確認について

平成21年7月17日 水林総第1083号
各支庁長あて 水産林務部長

〔沿革〕平成21年7月17日水林総第1083号、平成25年9月26日第1123号、平成27年9月8日第858号、平成29年9月20日第918号、令和3年9月7日第779号改正

このことについて、水産林務部が所管する工事（漁港工事を除く）に係る施工体制等を確認するため、建設工事下請状況等調査及び建設工事安全パトロール（以下「調査等」という。）について、当面の間、次のとおり実施することとし、平成21年7月16日以後に入札を行う工事から適用することとしたので、事務処理を適切に行ってください。

記

1 対象工事

水産林務部が所管する工事（漁港工事を除く）のうち、低入札価格調査対象工事となった全ての工事及び施工体制台帳の提出を求める工事を対象とする。

2 調査等の実施等

(1) 調査等の実施時期等

各（総合）振興局において、低入札価格調査対象工事となった全ての工事及び9月から11月に施工中の工事の中から10%程度を対象工事として抽出し、調査等を実施することとする。

なお、対象工事を抽出した場合は、別記第1号様式により水産林務部総務課へ報告することとする。

(2) 建設工事下請状況等調査

ア 調査対象者

元請負人及び管内に契約を締結する事務所がある一次下請負人及び警備会社のうち少なくとも1社以上を対象とする。

なお、必要に応じて二次以下の下請負人等についても調査対象者とする。

イ 調査方法等

調査は面接により、別記第2号様式等により関係書類等を確認し実施することとし、改善指導を行った工事については、確認調査を行うこととし、原則として工事完成後の1月から3月に実施することとする。

ウ 調査の結果通知及び報告

調査の結果については、別記第7号様式により受注者に対して通知し、指導事項がある場合は別記第7号様式別紙の提出を求めることとする。

また、調査の結果については、調査を実施した翌月末までに別記第2～5号様式を水産林務部総務課へ報告することとする。

エ 調査員

調査員は、原則として林務課長、水産課長及び森林室森林整備課長とする。

(3) 建設工事安全パトロール

ア 実施方法及び実施体制等

各（総合）振興局の建設工事安全パトロール実施要領によることとし、当該工事が別記第6号様式「成績評定修正判断基準」の調査項目に該当する事項については併せて実施することとする。

3 施行成績評定への反映

評定点の修正は、「工事施行成績評定基準第5第2項」に基づき、次のとおり取り扱う。

(低入札価格調査対象工事)

別記第6号様式により調査等の指導を受けたもの、指導事項に対して改善報告がないもの、又は改善されない場合に行うこととし、「北海道請負工事施行成績評定要領別記第2-1号様式 5 修正評定点」欄に記入し、受注者に通知することとする。

(抽出対象工事)

別記第6号様式により調査等の指導事項に対して改善報告がない、又は改善されない場合に行うこととし、「北海道請負工事施行成績評定要領別記第2-1号様式 5 修正評定点」欄に記入し、受注者に通知することとする。

なお、「建設工事下請状況等調査」における修正対象となる指導事項は、発注者と元請負人間での指導事項のみとし、修正評定点は、調査等を併せて20点を上限とする。

4 受注者への周知

契約締結時に別紙「調査等の概要」を配布し、調査等の実施及び調査等の結果に基づき評定点を修正することについて、受注者に周知することとする。

5 評定点修正の報告

調査等の結果に基づき評定点を修正した場合は、別記第8号様式により水産林務部総務課へ報告することとする。

6 その他

- (1) 調査等の処理手順については、別紙「適正な施行体制等の確認に係る調査等実施フロー図」を参考とすること。
- (2) 「建設業退職金共済制度実態調査」の実施については、「建設業退職金共済制度実態調査の実施について」（令和元年9月13日水林総第884号）によるものとする。

〔 総務課管理グループ 〕